

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて（平成30年度版）

新潟交通観光バス株式会社

1、輸送の安全に関する基本的な方針

（安全方針）

『すべては安全から』

「安全の確保」がすべての業務に優先することを社長以下、全従業員が深く認識するとともに、関係法令を遵守し、旅客運送事業者としての責務を誠実に果たすことで社会に貢献する。

（重点施策）

1. 経営トップ自ら現場へ足を運び、情報の共有を図る。
2. 法令遵守こそ安全輸送の根幹であることを全社員に徹底する。
3. 安全性の確保に向けた指導を継続的に行い、常に事故ゼロを目指す。
4. 安全最優先の鉄則の下、お客様に快適なサービスを提供する。
5. 職場ぐるみでアルコール反応者の根絶を目指す。

2、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

（平成29年度 達成状況）

	目 標	実 績	達成状況
重大事故	0件	4件	未達成
人身事故	0件	2件	未達成
有責物損事故（上期）	前年件数20%削減	▲14件	達成
有責物損事故（下期）	前年件数20%削減	※ +64件	未達成

（平成30年度 目標）

	目 標
重大事故	0件
人身事故	0件
有責物損事故（上期）	前年件数20%削減
有責物損事故（下期）	※ 前年件数50%削減

※平成29年度下期の有責物損事故が豪雪の影響により大幅な増加となったため、平成30年度下期目標は前年度下期に対し50%減とする。

3、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(平成29年度 実績)

自動車の装置の故障による運行中止	2件
自動車の転落(第二当事者)	1件
運転者の疾病による運転の中断	2件
車内事故	1件

4、安全管理規程

新潟交通観光バス株式会社のホームページに掲載しています。

5、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(各種安全装置等)

	平成29年度末 取付済車両数	平成30年度 導入計画数
衝突被害軽減ブレーキ	17両	2両
ふらつき注意喚起装置	16両	2両
車線逸脱警報装置	10両	2両
車間距離警報装置	18両	2両
車両安定制御装置	12両	2両
ドライバモニター	6両	2両
ドライブレコーダー	125両	23両

(その他)

運行管理者資格をはじめとする各種資格の取得費用、SASスクリーニング検査費用、アルコールチェッカー及びメディカルチェッカー等機器の維持管理費用、無事故表彰制度等の費用を予算計上しています。

6、輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

(組織、指揮命令系統)

当社の「安全体制組織図」によります。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

当社の「緊急時の連絡体制」によります。

7、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(輸送の安全に関する計画)

当社の「目標管理活動計画」により、事故ゼロを目指し全営業所で教育・研修を実施しています。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

● 運転士

① 全ての運転士に対する指導の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規定に基づき、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に準拠して、規程された項目(全ての運転士に対する10項目、貸切運転士に対する3項目)について毎年指導を行うとともに、国土交通省が認定する一般診断を定期的に受診させ運転に関するクセや注意点を把握させることにより、事故防止に取り組んでいます。

② 特定の運転士に対する特別な指導の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項の規定に基づき、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に準拠して、事故惹起運転者、初任運転者、準初任運転者、高齢運転者に対して、特別な指導を行うとともに、国土交通省が認定する適性診断(特定診断Ⅰ・Ⅱ、初任診断、適齢診断)を受診させ、運行の安全を確保するための知識の習得並びに運転技能の改善を図っています。

また、65歳以上の高齢運転者に対しては毎年適齢診断を受診させることにより、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等についてきめ細やかな指導を行っています。

● 運行管理者・運行管理者補助者

運行管理者に対し国土交通大臣が認定する一般講習を定期的に受講させる他、運行管理者の責務や法令、輸送の安全確保に関する知識の習得並びに厳正な点呼執行のため運行管理者会議等を通じて指導を行うとともに、運行管理者補助者に対しても定期的に一般講習を受講させています。

また、安全管理部門の担当者に対しては運輸当局等が主催する運輸安全マネジメントセミナーを受講させています。

8、輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

当社の「内部監査手順」に基づいて年1回以上実施しています。内部監査の結果は会議等に適宜報告し継続的改善を行います。

9、安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者には 常務取締役 和田 徹 を任命しています。

10、一般貸切自動車運送事業の内容について（平成30年6月30日現在）

（1）運転者に係る情報

（名）

	勝木 （営）	村上 （営）	下関 （営）	新発田 （営）	津川 （営）	京ヶ瀬 （営）	本社 （営）	潟東 （営）	合計
正規雇用の貸切運転者	6	12	0	12	10	21	15	15	91
正規雇用のその他運転者	0	0	4	25	0	31	11	55	126
※非正規雇用の運転者	1	6	2	3	3	8	4	8	35
運転者 合計	7	18	6	40	13	60	30	78	252

※非正規雇用の運転者…当社グループOB運転士

（2）運行管理者及び整備管理者に係る情報

運行管理者

（名）

	勝木 （営）	村上 （営）	下関 （営）	新発田 （営）	津川 （営）	京ヶ瀬 （営）	本社 （営）	潟東 （営）	合計
運行管理者 数	4	5	4	4	3	8	5	7	40
運行管理者補助者 数	2	1	1	8	1	4	5	2	24

整備管理者

（名）

	勝木 （営）	村上 （営）	下関 （営）	新発田 （営）	津川 （営）	京ヶ瀬 （営）	本社 （営）	潟東 （営）	合計
整備管理者 数	1	1	1	1	1	1	1	1	8
※整備管理補助者 数	5	4	2	3	3	6	7	5	35

※補助者には、整備管理有資格者を任命しています

（3）事業用自動車に係る情報

（両）

	勝木 （営）	村上 （営）	下関 （営）	新発田 （営）	津川 （営）	京ヶ瀬 （営）	本社 （営）	潟東 （営）	合計
大型観光車 数	1	1	0	10	0	11	13	8	44
中型観光車 数	1	1	0	2	1	5	3	1	14
小型観光車 数	0	0	0	1	0	3	3	1	8
その他（乗合車両）数	5	16	7	33	14	37	17	69	198
車両数 合計	7	18	7	46	15	56	36	79	264

○任意保険 対人保険金額 無制限 （乗合車両も同様）

対物保険金額 無制限 （乗合車両も同様）

○主な運行の態様 主催旅行、企画手配旅行、学校等送迎

以上